

市税等のお支払いは、便利で安全・安心な『口座振替』で！

国東市では、納税等のために金融機関等へ出かける必要がなく、「つい、うっかり」の納め忘れを防ぐ便利で安全・安心な『**口座振替**』を推進していますので、ぜひご利用ください。

また、口座振替は、市民の皆さんの利便性向上だけでなく、収納に関する書類作成等の事務経費削減にも役立っています。

手続きに関するお問い合わせは、各担当課で随時受け付けていますのでお気軽にご相談ください。

口座振替できる金融機関

■大分銀行 ■豊和銀行 ■大分県信用組合 ■九州労働金庫
■大分県農業協同組合 ■大分県漁業協同組合 ■全国のゆうちょ銀行／郵便局

スマートフォンのアプリによる納付も可能です。

詳しくは国東市のHPをご覧ください。下記の問合先までご連絡ください。



①PayB



②PayPay



【問合先】税務課 管理係 ☎0978-72-5156

12月は滞納整理強化月間です ～納期内納付を心がけましょう～

国東市では、市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)及び使用料等の市債権全般について、市民負担の公平性を確保する観点から、収納率の向上・滞納額の縮減を目的に、徴収強化対策に取り組んでいます。

今年度も、**12月を「県下一斉滞納整理強化月間」**として、徴収強化に取り組みます。

【各担当課 問合せ先】

債 権 名	担 当 課	電話番号	口座振替
市 税 等	税 務 課 収 納 対 策 係	0978-72-5162	可
保 育 所 保 育 料	福 祉 課 子 育 て 支 援 係	0978-72-5164	
上 下 水 道 使 用 料	上 下 水 道 課 管 理 係	0978-72-5197	
市 営 住 宅 使 用 料	建 設 課 住 宅 係	0978-72-5179	
普 通 財 産 貸 付 料	財 政 課 財 産 管 理 係	0978-72-5165	不可
国東自動車学校使用料	国 東 自 動 車 学 校	0978-72-0399	
市 民 病 院 医 療 費	市 民 病 院 医 事 課	0978-67-1211	

【参考資料】 税務課 市税等の未収金に対する『差押え(給与・預金・保険等)』の実績

年 度	件 数	金 額
平成29年度	824	54,121,649円
平成30年度	1,081	61,630,945円
令和元年度(4月～9月)	616	31,017,539円

【問合先】税務課 収納対策係 ☎0978-72-5162

国東市あったか家族マイホーム新築・購入応援奨励金事業が 来年度で終わります！

平成28年度より国東市内に新しく家を新築又は、購入された方を対象に下記の補助を行ってきましたが、その事業が**令和3年3月31日をもって終了**します。

まだ申請をされていない方はお急ぎください！

期間内に居住用住宅取得に係る契約を締結していれば、令和3年3月31日以降であっても補助金申請が行えます。但し、**令和4年3月31日までに引き渡し・登記・引越が完了するものに限り**ます。

(※申請は居住用住宅取得の契約締結日から1年以内をお願いします。)

【補助内容】

土地及び建物の総額が100万円以上で、その経費の2分の1以内で交付(千円未満切捨て)

☆ 県外転入者 上限150万円 ☆ 県内転入者 上限100万円

☆ 市内在住者 上限50万円 ☆ 18歳未満の子ども1人につき10万円加算



その他、提出書類、細かい条件等ございますので、申請の際は下記へご連絡ください。

【問合先】活力創生課 地域支援係 ☎0978-72-5175

工場用地や空き工場の情報提供をお願いします！！

国東市では企業誘致を目的に工場用地や空き工場を紹介するパンフレットを作成しています。現在、このパンフレットの大幅改正を検討中です。しかし、掲載する物件情報が不足しています！

そこで、工場用地に適した土地や空き工場の情報をお寄せください。国東市の企業誘致行政にご協力をお願いします。

下記の要件に該当する物件(土地・建物)の情報をご提供ください。

①国東市内に所在する物件であること

②所有者本人が情報提供すること(登記情報等で確認する場合があります)

情報提供いただける方は、下記までご連絡ください。パンフレットへの掲載の有無や掲載方法等をご相談させていただきます。

【問合先】活力創生課 産業創出係 ☎0978-72-5183



償却資産をお持ちの方は申告が必要です

償却資産をお持ちの方は、令和2年1月1日現在における資産の状況について、令和2年1月31日(金)までに申告しなければなりません。 ※**所得税確定申告は別途必要**です。

◆償却資産とは

個人、法人を問わず、商店や農業、漁業、建設業、工場などを営んでいる方が、その事業のために所有している構築物や機械、備品などの資産を「償却資産」といい、固定資産税の課税対象になります。

◆対象

構築物、建物附属設備、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品。

※自動車税・軽自動車税の課税客体となるものは除きます。

近年、太陽光発電設備の設置が増えています。事業用、または住宅に設置したものであっても発電出力が10kW以上の場合などは、償却資産の対象となりますので申告の必要があります。

◆個人番号(マイナンバー)または法人番号の記載

「個人番号(マイナンバー)」または「法人番号」の記載が必要となります。

ご不明な点や、申告書が手元にない方についてはお問い合わせください。

【問合先】税務課 資産税係 ☎0978-72-5156